

福井市上下水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札公告共通事項

1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格確認申請書及び入札書の提出は、入札担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請又は入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、入札担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書又は入札書の提出を行うことができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の（１）から（８）までに掲げる条件をすべて満たし、かつ、上下水道事業管理者による当該委託に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。

- （１）入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する時点において、福井市の競争入札参加資格について当該入札に必要な資格を有すると決定されている者であること。
- （２）確認申請書を提出する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後に、福井市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- （３）確認申請書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （４）確認申請書を提出する時点において、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外の期間中でないこと。
- （５）役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
- （６）確認申請書を提出する時点において、当該入札に参加しようとする他の者（共同企業体にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
 - ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - イ 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- （７）当該入札において、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定す

る組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員でないこと。

- (8) 条件付き一般競争入札に付する建設コンサルタント業務等(福井市財務会計規則第96条第1項に定める建設コンサルタント業務等をいう。)に管理技術者及び照査技術者を適切に配置できる者であること。

3 資格の確認に関する事項

(1) 申請・確認手続等

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより確認申請書(入札執行者の承認を得て、紙による申請書又は入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあっては、別記様式第1号による確認申請書)及びあらかじめ公告等において必要とする入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び確認資料(以下「確認申請書等」という。)を提出しなかった者又は確認を受けることができなかった者は、当該入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の確認は、申請者に対し、電子入札システムを使用して(紙入札者に対しては、書面により)通知する。

(3) 確認資料の作成

確認資料は、次に掲げるものとする。

- ア 同種同程度の業務を履行した実績(様式第2号の2)
- イ 配置予定の管理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号の2)
- ウ 資金的関係または人的関係に関する申告書(様式第4号)

(4) 確認申請書等の提出方法等

ア 提出方法

(ア) 確認申請書の提出は、電子入札システムを使用して送信する方法により行うものとする。

(イ) 確認資料の提出は、入札公告に定めるところにより、電子入札システムを使用して送信する方法、郵便により送付する方法又は持参する方法(以下「郵送等」という。)により行うものとする。

(ウ) 電子入札システムを使用した電送により行われた確認申請書等の提出は、入札担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、イの提出場所に到達したものとみなす。

(エ) 確認申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもののうち、福井市競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得したもので、かつ、ICカード情報を福井市の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 提出場所

入札公告に記載の場所

ウ 提出期間

入札公告に記載のとおり

エ 郵送等により提出する申請書等の提出部数

1部

(5) 入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求められることができる。

イ アの説明を求める場合は、通知を受けた日から起算して5日以内(福井市の休日を定め

る条例（平成元年福井市条例第48号）第1条に規定する市の休日を除く。以下「休日」という。）に、説明を求める旨を記載した書面を、（4）イの提出場所に持参しなければならない。

ウ イの書面の提出があったときは、提出日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

4 設計図書等の閲覧

（1）設計図書等の閲覧

設計図書等は、原則として、入札情報サービスシステム（インターネットによる入札・契約に関する情報公開の機能、設計図書等を閲覧するシステム）に掲載する。

ただし、紙入札の承認を受けた者は、紙入札承認通知書において指定された閲覧場所において閲覧するものとする。

（2）質問書の提出方法

設計図書等に対する質問がある場合は、入札執行者に質問事項を記載した質問書（様式第6号）をイの方法により行うこと。

ただし、質問の内容によっては面談による対応を行うものとする。

ア 提出場所

入札公告に記載の入札担当課

イ 提出方法

原則として、質問書をファクシミリにより送信する方法又は持参する方法により提出するものとし、郵送、電子メールを送信する方法等によるものは受け付けない。

ウ 回答方法

入札執行者は、質問書の提出があったときは、質問に対する回答の内容を入札情報サービスシステムに公表する。

5 入札の方法等

（1）落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額として入力すること。

（2）開札の結果、最低制限価格以上の価格で、かつ、予定価格の制限の範囲内での価格による入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことがある。

（3）代表者（福井市上下水道局電子入札運用基準第4条第2項第1号参照）でない名義のICカードによる入札は無効とする。

6 内訳書の提出

（1）入札参加者は、入札執行者から内訳書の提出を求められたときは、次に掲げるところにより、内訳書を提出しなければならない。

ア 電子入札システムを使用して送信する方法により、入札書と同時に提出すること。ただし、5（2）に規定する再度の入札の場合にあつては、提出することを要しない。

イ 次に掲げる要件を満たすものであること。

（ア）入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。

（イ）入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する区分・種類・種別と同一の区分・種類・種別を明らかにした内訳により見積もったものであること。

（ウ）内訳明細表及び代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。

- (2) 内訳書は、入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後においては、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (3) 提出された内訳書が次のいずれかに該当するときは、福井市上下水道局会計規程第93条において準用する福井市財務会計規則（以下「財務会計規則」という。）第100条第1項第4号に規定する入札書記載の金額を確認することができない入札に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とするほか、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置等が行われる場合がある。
 - ア (1)アに規定する日時及び方法により、内訳書の提出を行っていないとき。
 - イ 入札執行者が、提出された内訳書について、次に掲げる要件を満たしていると確認できないとき
 - (ア) (1)イに掲げる要件を満たすものであること。
 - (イ) 違算及び不適切な事項の記載がないこと。
 - (ウ) その他入札執行者が必要と認める事項
- (4) 内訳書の様式は任意とするが、その記載内容は閲覧に供した設計図書に対応し、直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等の額及びその算出の基礎となる種類・種別等の内容（数量、単価、金額等）を明らかにした内訳書としての内容を備えたものとする。ただし、あらかじめ指定の様式とした場合は、それに従うものとする。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

8 入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 財務会計規則第100条各号に該当する入札
- (2) 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札
- (3) 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札
- (4) 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに2の(1)から(8)までに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札
- (5) 電子入札心得、福井市上下水道局電子入札運用基準その他あらかじめ入札公告等において示した条件に違反している者が行った入札
- (6) 設計図書等の閲覧をしなかった者又は入札執行者が、閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札
- (7) 6の(1)に規定する内訳書の提出を行わなかった者又は提出された内訳書が6の(3)イに掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札
- (8) その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

9 契約書作成の要否

要

10 契約保証金に関する事項

契約保証金は、財務会計規則第112条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の額を契約締結時に納付すること。ただし、財務会計規則第112条の2の規定に基づく担保の提供があった場合又は同規則第113条の規定に該当する場合は、納付を要しない。

11 前金払

前払金については、契約金額が200万円以上の場合には、契約金額の100分の30以内の額を請求することができる。ただし、6,000万円を限度とする。

1.2 契約条件

当該入札に係る委託の契約条件は、別に提示する福井市土木設計業務等委託契約約款による。

1.3 配置予定技術者の確認に関する事項

- (1) 落札者決定後、契約締結前に3(3)イの資料に記載のある配置予定技術者について確認を行う。
- (2) (1)の確認の結果、この入札に係る履行の現場に技術者を適正に配置できない(入札参加資格確認申請時に配置予定技術者の提出を条件とする場合は、その提出された配置予定技術者と同一の者)と認められるときは、契約を締結しないことがあるほか、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置等を受ける場合がある。この場合において、市上下水道局は、契約を締結しないことについて、一切の損害賠償の責を負わない。

1.4 その他

この一般競争入札公告共通事項と、個別の入札公告と相違がある場合は、個別の入札公告を優先するものとする。

